

平成22年3月吉日

会員各位

(社) 日本火災報知機工業会



エレベーター昇降路に設置した点検箱内煙感知器の点検について

平素は当工業会活動にご支援、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて今般、エレベーター昇降路内に転落する等の事故に端を発し、昇降路内設置機器に対する設置基準が強化されました。

自動火災報知設備として、煙感知器点検箱が設置されていますが、点検時にエレベーターを停止させて点検を行うことの徹底、点検のために点検箱の扉を開けた時にエレベーターを停止させる装置を設置することが法制化されました。(施行日：H21.9.28)

もしエレベーターを停止させずに点検を行った場合は、エレベーターが緊急停止し、事故等の発生が予測されます。

例えば、病院等で、エレベーターを予告なしで停止した場合は、人命に関わる場合も考えられます。

つきましては、点検時には必ずエレベーターを停止してから点検する旨（もしエレベーターを停止せずに点検箱の扉を開放した場合、緊急停止）を傘下の消防設備点検者（消防設備士・消防設備点検資格者等）に周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

以下に、点検時の順守事項、法制化の法的根拠・国土交通省告示等について記載しましたので、参考にして下さい。

〔1〕 煙感知器点検時の順守事項

- 1) 点検対象物件にエレベータ停止装置が設置されているかを事前に確認すること。
- 2) エレベータ停止措置は消防設備点検者では出来ないので、事前にお客様と十分な打合せと確認をすること。
- 3) 点検時には、お客様にエレベータの停止措置をしてもらい、完全に停止していることを確認してから点検をすること。
- 4) 点検終了後はお客様へ連絡し、必ず元に戻してもらうこと。
- 5) 既存の物件については、法的には遡及はしないが、停止装置が設置されている場合もあるので安全確保のため、エレベータの停止を確認してから点検すること。

〔2〕 関係する政令・告示について

1) 告示の法的根拠となる政令

・「建築基準法施行令」第129条の8第2項第二号に表記されている規定

本文 — 「かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること」

2) 今回設置基準強化のために公布された告示

- ・国土交通省告示第 1454 号 (H20.12.10)

「昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件」

※本文に煙感知器の点検口という具体的な記載はないが、壁はすべて囲われていることが基本となっている。

3) 昇降機技術基準の解説 (2009 年版・国土交通省監修) より抜粋

(1.3-84 ページ・第一号ハ)

- ・本文 - 「動力線引き込み口やエレベーターおよび昇降路内設置機器 (煙感知器なども含) の点検口などをさす。なお、昇降路に点検口を設ける場合は、点検口にスイッチ及び錠を取り付けるなどの措置を行い、戸が開いた時にはエレベーターの動力を切り、動かないようにすること。同一昇降路に複数台のエレベーターを設置する場合、ピット点検口のようにエレベーターの機器点検時に利用する点検口は出来る限りエレベーター毎に設け、点検口のスイッチが切れた時は当該のエレベーターのみ停止すること。一方、煙感知器の点検口のような場合は点検口のスイッチで、点検口に近いエレベーターのみ停止すること。」

※煙感知器点検ボックス扉の施錠については、ビス止めで良いという見解を得ている。(但し、工具を用いるものであること、蝶ネジの様なもの認められない。)

⇒ 「昇降機技術基準の解説 (2009 年版) 講習 質問と回答」で回答

昇降機技術基準の解説(2009 年版)講習 質問と回答 (抜粋) 2009/10/16 更新

該当頁	該当箇所	質問	回答
1.3-84	平 20 国告第 1454 号第一号ハ点検口のスイッチと錠に関する解説 「動力線引き込み口や………停止すること。」	煙感知器の点検口は、ネジで固定されるものが一般的です。 ネジは容易に開閉できるものではないことから、本解説に記載されている錠の一種と認められますか。	ネジは工具を持ってこなければ緩めることができないこと、設置場所が容易には一般の人が近づけないこと等から、煙感知器の点検口に使用できる。 ただし、蝶ネジなどは使用できない。

<http://www.beec.or.jp/koushuh/ele.gijutu.qa.pdf>

[3] 施行日

平成 21 年 9 月 28 日着工 (杭打ち) の建築物

(既存の物件については、法的には遡及はしないが、停止装置が設置されている場合もあるので安全確保のため、エレベーターの停止を確認してから点検すること)

以上